

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の改正について

1 改正の趣旨

【在留資格「留学」が認められる日本語教育機関及び在籍期間等】

- 日本語学習を目的として、在留資格「留学」で在留するためには、法務省が告示をもって定める「日本語教育機関」（以下、告示機関）に入学する必要がある（大学の別科を除く）。
- 告示機関に在籍できる期間は、通常、最長2年間（別の告示機関に転学する場合も通算で2年間）。
- 告示機関修了後、高等教育機関（大学、専門学校）へ進学する場合には、日本語で行われる授業を理解するため、日本語能力試験N2以上の日本語能力が求められる。

【大阪府内の日本語教育機関の状況】

- 告示機関：69校（令和元年12月26日現在）
- うち専修学校・各種学校の認可を受けている告示機関：23校（専修学校17校、各種学校6校）

【専修学校・各種学校において在留資格「留学」が認められる期間】

- 専修学校・各種学校は、原則として当該課程の修業年限の間、在留資格「留学」が認められる。
- ただし、当該課程が告示機関である場合は、通算で2年間まで（2年を超える更新は不可）。

現 状

告示機関の設置者等から、告示機関でないが、日本語教育又はこれに類する教育を行う専修学校・各種学校を設置したいという相談が増えている。

背 景

近年、留学生の受入数が大幅に増加するなか、日本語教育を受ける場合に認められる在留期間内に、日本語能力が高等教育機関への進学等に必要とされるレベルに到達しない留学生が増えていること等があると考えられる。

告示機関に在籍できる期間（2年間）を超えて、日本語学習を目的として在留することは、出入国管理及び難民認定法の趣旨を逸脱するものである。

専修学校・各種学校を設置・運営するにあたっては、学校教育法・私立学校法のみならずあらゆる関係法令を遵守することは当然に求められるものであり、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準（以下、審査基準）において明文化するもの。

2 改正（案）の概要

教育課程も含めて、関係法令を遵守したものでなければならない旨を明文化し、専ら日本語教育を行う課程であって、出入国管理及び難民認定法に適合しないものについては、専修学校・各種学校の課程として認めない旨を定める。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年7月 大阪府私立学校審議会定例会において審査基準の改正案について説明
- 同年8月以降 府民意見の募集（パブリックコメント）の実施
- 同年12月 定例会においてパブリックコメント結果報告、審査基準の最終案報告
- 令和3年4月 審査基準の改正、施行